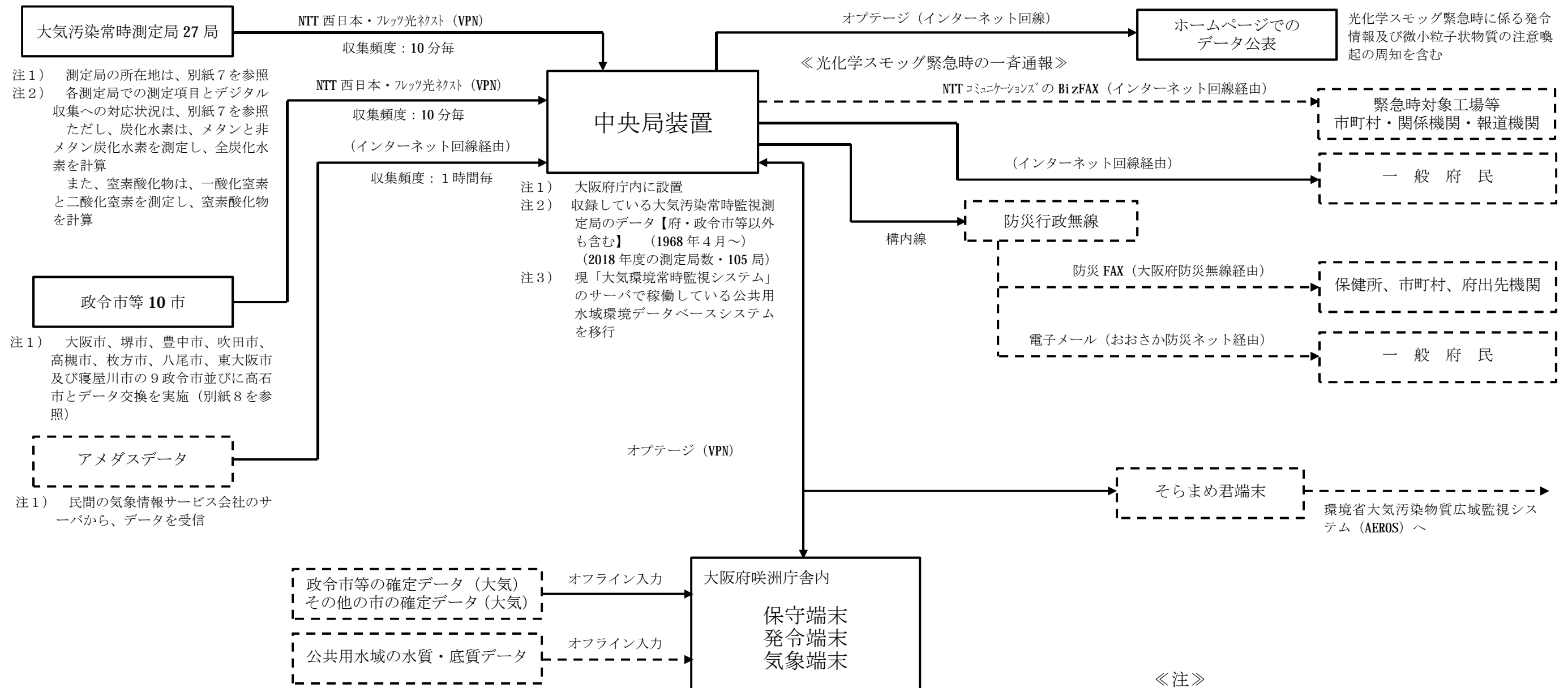


【別紙6】 大阪府大気環境常時監視システムの概要

2019年5月末現在



注1) 測定局の所在地は、別紙7を参照  
 注2) 各測定局での測定項目とデジタル収集への対応状況は、別紙7を参照  
 ただし、炭化水素は、メタンと非メタン炭化水素を測定し、全炭化水素を計算  
 また、窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素を測定し、窒素酸化物を計算

注1) 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市及び寝屋川市の9政令市並びに高石市とデータ交換を実施(別紙8を参照)

注1) 民間の気象情報サービス会社のサーバから、データを受信

注1) 大阪府庁内に設置  
 注2) 収録している大気汚染常時監視測定局のデータ【府・政令市等以外も含む】(1968年4月～)(2018年度の測定局数・105局)  
 注3) 現「大気環境常時監視システム」のサーバで稼働している公共用水域環境データベースシステムを移行

大阪府咲洲庁舎内の保守端末・発令端末・気象端末での作業内容

- 1 大気汚染常時監視測定局の測定データの監視
- 2 大気汚染測定データ 27 局の測定データの修正作業
- 3 政令市等以外の市が所管している測定局の測定データのデータベースへの登録作業(別紙8参照)
- 4 環境省報告用集計データ及び国立環境研究所への提供用1時間値ファイルの作成
- 5 光化学スモッグ緊急時の発令・解除操作
- 6 公開用ホームページの保守・管理作業
- 7 公共用水域環境データベースシステムへのデータ登録作業(別紙5参照)
- 8 各種マスタやテーブルのメンテナンス作業(大気環境常時監視システム・公共用水域環境データベースシステム)

《注》 : 調達対象外の他系システムであることを示す。

(注1) 兵庫県及び和歌山県とのデータ交換は、システムの再構築後は、実施しない。